

国民体育大会ふるさと選手制度適用マニュアル

ふるさと選手制度を利用する皆様へ

NPO法人山梨県スキー連盟 2016.11.11

(目的)

このマニュアルは、国体改革2003により、参加選手の所属都道府県が、「居住地を示す現住所、勤務地、ふるさと」の3箇所統一されたことに伴い、ふるさとについて説明し、手続上の不備で参加できなかったということのないようにするものです。

(対象者)

A県（ふるさと）から、B県の大学で就学している者。

A県（ふるさと）から、C県に就職し、C県から国体へ参加した者。

(「ふるさと選手」制度)

- (1) 「ふるさと」とは、卒業中学校または卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県をいう。
- (2) 「ふるさと選手」として出場する場合は、予め「ふるさと」登録を行う。一度登録した「ふるさと」は変更できない。
- (3) 「ふるさと選手」として出場する場合は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③「国内移動選手の制限」に抵触しないものとする。
- (4) ふるさと選手制度の適用については、原則として1回につき2年以上連続して活用しなければならず、利用できる回数は2回までとする。2大会続けて不出場となると、1回目の活用が終了となり、再登録が必要となる。これが2回目の活用となり、以後2大会以上不出場の場合は、ふるさと制度は活用できない。
- (5) ふるさと選手制度による参加者は、登録初年度に様式1「ふるさと登録届」を山梨県スキー連盟を経て山梨県体育協会に指定された期日までに提出しなければならない。県体育協会は、「ふるさと選手制度」による出場一覧により、日本体育協会へ提出する。
- (6) ふるさと選手制度に登録の翌年度からは、ふるさと選手制度を使用して参加する国民体育大会ごとに様式2「ふるさと選手制度使用申請届」を(5)と同様の手続により提出する。

(手続)

ふるさと登録届は山梨県スキー連盟の予選会から適用されるため、様式1「ふるさと登録届」または様式2「ふるさと選手制度使用申請届」に該当事項を記入押印し、平成28年12月25日（必着）までに下記提出先に2部提出（郵送可）することとします。

(管理運用)

記入された個人データは（NPO）山梨県スキー連盟・個人情報保護規定・運用細則に則って管理運用されます。

【提出先】

NPO法人山梨県スキー連盟 総務本部長（競技力向上部長） 小佐野 真二
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田4202-3
TEL 090-2202-4356